

## 周防大島町地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）

### 高齢者虐待防止のための指針

#### 1 基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳と人格を深く傷つける行為であり、その防止は非常に重要な課題である。周防大島町地域包括支援センター（以下「センター」という。）では、虐待を人権侵害及び犯罪行為と認識し、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するための指針を策定する。この方針に従い、すべてのセンター職員（以下「職員」という。）は、適切に業務を遂行するものとする。

#### 2 高齢者虐待の定義

##### （１）身体的虐待

暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える、またはその恐れがある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

##### （２）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、擁護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。また、職務上の義務として利用者を養護すべき役割を著しく怠ること。

##### （３）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、またはその他の言動により高齢者に心理的外傷を与えること。

##### （４）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。

##### （５）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 3 高齢者虐待防止検討委員会

（１）センターは、高齢者虐待の防止及び早期発見を目的とした、虐待防止検討委員会を設置する。

（２）委員会の委員長は管理者が務める。

（３）虐待対応担当者（以下「担当者」と言う。）は管理者が指名する職員が務める。

（４）委員は職員で構成する。

（５）委員会は各年度１回以上、委員長の招集により開催する。

(6) 委員会の取組事項は次のとおりとする。

ア 虐待防止検討委員会その他センター内の組織に関すること。

イ 虐待防止のための指針の整備に関すること。

ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

エ 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応に関すること。

オ 虐待等が発生した場合の原因の分析と再発予防に関すること。

#### 4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎知識の普及・啓発及び本指針に基づき、虐待等の防止の徹底を図る内容とする。

(2) 研修は年1回以上、外部研修へ参加する。若しくはセンターにおいて実施するものとする。

(3) 新任職員採用時、虐待防止に関する基礎的な内容、事業所の体制について研修を行う。

(4) センターが実施した研修の内容について、研修資料や実施内容、参加者の詳細を記録し、適切に保存する。なお外部研修に参加した場合は、研修内容を職員に共有する。

#### 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待等の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

(2) 虐待等が発生した場合には、速やかにセンター内で共有するとともに、町へ通報し、事実確認に協力する。

(3) 緊急性が高い事案の場合は、関係機関と連携し、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

(4) 職員による虐待等の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の精査及びその効果を評価することで、虐待等の原因の除去と再発防止に努める。

#### 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 職員が他の職員による虐待等を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。担当者本人が虐待者の場合は、直属の上席者に相談する。

(2) 担当者は、受付記録を作成し、管理者へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。

(3) 管理者は担当者からの報告等により虐待等の事実を把握した場合は、速やかに町へ通報し、事実確認に協力する。

- (4) 管理者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- (5) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

## 7 成年後見制度の利用支援について

利用者及びその家族に対して、成年後見制度等の情報を提供し、必要に応じて関係機関を案内する等の支援を行うこととする。

## 8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

## 9 本指針は利用者が閲覧できるようホームページに掲載する。

## 10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

## 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。